

岩手県下における，ある精薄一家の生存実態と 特殊教育就学指導に関する臨床報告

山 本 実

1. 問 題

やせた一匹の子猫をだいて小屋の隅にいつまでもうづくまっている就学猶予の精薄の女の子。荒縄を肩にまきつけ、空にむかってハウハウと叫びながら木枯しの野をさまよう精薄で就学免除の少年の姿。今にもくずれ落ちそうな薬屋根のしたで、すすけたいろりを囲みながら仲良くいたわりあってひっそり暮らしている、それぞれ片目のない精薄の姉と弟。三代乞食で女系家族、母は35歳で5人の子どもを生んでいるが相手は複数で一度も婚姻していない、そんな家庭に生まれ捨子されながら育ったみみずを食べるといふ精薄児。母は八度目の結婚で精薄者、そこに生まれた2人の子どもはともに精薄で兄は肺結核、弟は自閉気味。

岩手の山村僻地という過疎地帯に取りのこされて、人間の生存とはおよそ遠い距離をもつ不遇な人々の生活のひだのなかにのめりこみ、そのなかから、いち事例をとりあげてここにその必然性や問題点を臨床報告する。

2. 研究目的

精神薄弱の両親と無学文盲の祖父母の家庭に生まれ、山村僻地の一軒家で電気もないといった、文化から遠く隔絶され〈野生児〉にも等しい生存条件のなかで今日を生活している2人の人間の子どもに憲法・教育基本法、児童憲章・児童福祉法等に保障された人間の尊厳と権利の内実である生存権・学習権を享受させること。

3. 研究手続

期間、昭和43年11月26日と昭和44年5月15日から昭和44年7月31日まで。対象家庭の所在地岩手県気仙郡〇町〇番地。なお本文中の人名、地名、機関名は仮名ないしは省略。

4. 家族構成

氏 名	続 柄	生年月日	学 歴	職 業	備 考
山 川 庄三郎	祖 父	m30.12.11	無学文盲	日雇兼農業	正常なるも学校教育は一日もうけていない
〃 ヒルノ	祖 母	m44.6.20	無学文盲	日雇兼家事	正常なるも学校教育は一日もうけていない
〃 松右エ門	父	S 8.11.16	中学不就学	日雇兼農業	軽度精薄 S43年8月自宅にて首吊り自殺
〃 イクエ	母	S 4.5.7	無学文盲	な し	軽度精薄
〃 庄 一	一 男	S31.11.10	中I在学中	な し	正常なるも成績は下
〃 正	二 男	S33.7.12	精薄施設在	な し	精薄, I.Q53

●山川 三之助	三 男	S 35. 8. 5	就学猶予中	な し	精薄
●" フヨ子	一 女	S 39. 2. 14	来春就学	な し	正常?

●臨床報告の対象児

5. 家 族 歴

伝説の街、遠野から約20キロ、つづらおりの赤羽根峠（標高681米）をくだりはじめたところで1日4本しか通らないバス停をおりる。道をへだてたまむかいに雑木林があり落葉に埋った山道を、かすかにうさぎでもとおったような跡をたよって坂をのぼる。

木枯しが岩手の冬をうたう11月末でも、汗がじっとりとにじむ。その間、約25分。急に裸々なあいだから視界がひらけて、丘陵のかなたに一軒の茅ぶき屋根がみえる。ここが本児らの生まれたふるさとである。

祖父庄三郎もこの近隣の部落に生まれ、祖母ヒルノもこの近隣の部落に生まれた。祖父は祖母との婚姻以前に農家に嫁つきの婿養子にはいり分家し一子をもうけたが、自分の籍もいれてもらえず、土地もくれなかったので5年いて家を出た。

もどれという話もでて一旦はもとのサヤにおさまったがそれでも籍もいれず土地・財産もくれなかったのでふたたび出てしまったという。

このときの1人娘は現在成長して遠野におり5人の子をもつ母親であり、夫の生業は製板である。祖父は時たまたずねている。

祖父はやがて長兄の紹介で見合いをし14歳年下の祖母ヒルノ（初婚）と昭和4年12月16日に婚姻。そのとき祖父33歳、祖母19歳。祖母は斎藤シモの娘で父は不明（私生子女）である。その母は昭和8年に死亡し、2人いた兄弟も今はなく祖母の血縁は今や皆無とのこと。

祖父に子どもは何人いたのですかと問えば「自分でつくったのではないから忘れやんした。なんせ若いときの話だから——」と笑って答えるが戸籍を調べると下記のごとく5男5女の計10人である。

氏 名	続 柄	生年月日	生 死	備 考
山川 松右エ門	一 男	S 8.11.16	死 亡	軽度精薄で農業をしていたが昨年8月両親と精薄の妻と3男1女を残して自殺。
" ミエコ	一 女	不 明	死 亡	3歳ごろハンカで死亡。医者には一度もみせなかった。
" オツメ	二 女	S 11. 1. 5	死 亡	5歳ごろハンカとヒキツケで死亡。医者には一度もみせなかった。
" 庄 治	二 男	S 12.11. 2	死 亡	製板業で片腕を失い失業、昭和40年28歳で服毒自殺。
" 庄之助	三 男	S 14.10. 9	死 亡	3歳ごろイロリでヤケドをして死亡。医者には一度もみせなかった。
" ハツノ	三 女	S 16. 9. 24	死 亡	3歳ごろハンカとヒキツケで死亡。医者には一度もみせなかった。
" 孝 三	四 男	S 18. 8. 16	死 亡	昭和42年、鉱山の落磐事故で24歳にて死亡。
" 昭 恵	四 女	S 20.11.13	生 存	中卒後、静岡県に茶つみの出稼ぎ、最近遠野の馬車ひきと婚姻。
" 冬 松	五 男	S 23. 2. 26	生 存	精薄者施設をでて目下、農家に里子にいつている。
" みえ子	五 女	S 25. 7. 9	死 亡	3歳ごろハンカで死亡。医者には一度もみせなかった。

注、備考の欄は祖父母の口述筆記。



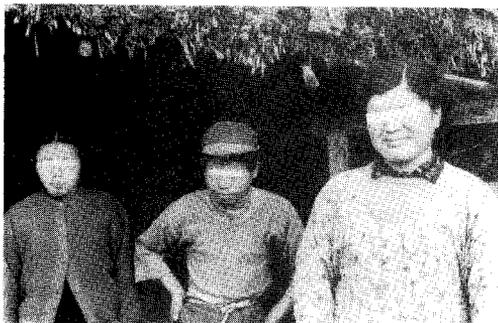
臨床報告児 山川三之助（8歳3か月）学校教育は一日もうけていない。昭和43年11月26日，本児宅にて撮影。



臨床報告児 山川フヨ子（4歳10か月）昭和43年11月26日，本児宅にて撮影。



臨床報告児の兄，山川正（満11歳零か月）現在県立精神薄弱児施設「みたけ学園」に入所中，昭和44年7月10日撮影。



県南，〇〇町のある精薄兄弟。むかって左の女性（23歳）は精薄で左目がなく，真中の男性（19歳）は精薄で右目がない。妹は精薄施設入所中。右端は最近身体障害の兄（28歳）に嫁いだ精薄の義姉。昭和43年11月10日撮影。



県北，〇〇町のある精薄一家の長男（15歳），小・中学校とも未就学。人前で素裸になったり，夜中に外をブラついたり，ホウホウと奇声を発しながら山野を彷徨している。両親とも精薄で弟も妹も精薄，祖父も叔父も精薄。昭和43年11月3日撮影。



岩手のチベットといわれる県北の某地にある小屋。ある女性は未婚でありながら，このなかで妻子に捨てられた自分より40歳年上の男の3人の子供を生み育てた。生まれた子は一人は少年院に，一人は精薄施設に，一人はよそにくれたが精薄であるという。電気もガスも畳も便所もない。小屋の前をながれる北国の清らかな小川だけが生命線だ。昭和43年11月16日撮影。



今，下閉伊郡に住むこの母は女系家族の乞食三代目で35歳であるが未婚で複数の男の5人の子供を生んでいる。ひごの赤児は自分一人で出産したが名前もなければ籍にも入っていない。右はしの四男は5歳であるが天気がよくても雨傘と冬のオーバーを手離さないという。昭和44年6月20日撮影。

こうしてこの祖父母の生んだ5男5女の計10人のうち、今やいのちをながらえているのは保険外交員の仲介で見合いをし遠野の馬車ひきに嫁いだ24歳の娘昭恵と本年3月精薄者施設を出て石鳥谷の農家に里子にでている21歳の息子の2人だけである。

現在の住居は祖父と祖母の婚姻のとき、祖父が高原の荒地をきりひらき自ら額に汗して建てたものである。父松右エ門はここに生まれ、母イクエもこの近隣の部落に生まれた。

昭和28年の秋もたけなわ、10月28日に父20歳、母24歳にて婚姻。そのもようを祖父にたずねると、長男の見合いの話があったので、その娘に会うべく何度も出かけていったが、先方の親は「山さ行った、畑さ行った——」といて娘の顔を決して見せなかったという。仲人が一切をとりしきっており結婚式当日我が家につれてきたとき、祖父母も父も母の顔を初めて見たのだという。

母方の祖父は「田舎学者」とか「民吉博士」と村人に呼ばれているほどの人物であり「学問的なことを覚えていて、男女7歳にして席を同じゅうせず——などと酒ッコのむとよく村人に語りかかせた」、「税金を滞納したことがないので表彰された」とかいわれており、酒をのんでは山道を歩きながら漢詩なども朗詠し、吟遊詩人のような一面もあったようである。もっとも祖母(妻)にいわせると「おざね博士(苦勞する→伊達藩の方言)で酒ッコばかりのんでいあんした」ともいわれるが。生業は農家。昭和43年4月25日、血を吐きながら78歳で死亡、肺結核とのこと。祖母は現在77歳であるが壮健であり正常である。

この母方の祖父母の生んだ子どもも下記の表のごとく3男7女の計10人である。

氏名	続柄	生年月日	生死	備考
山野 杉男	一男	m43.11.20	生存	精薄気味でアルコール中毒、現在精神病院に入院して4年目。
〃 ハツコ	一女	T 2. 3. 3	生存	嫁と孫2人の計4人で農業をしている。夫も息子も死亡。
〃 鶴松	二男	T 4.11. 8	生存	妹カメノと二卵性双生児、農家に養子にいつている。酒好きで境界線クラス。
〃 カメノ	二女	T 4.11. 8	死亡	夫は肺結核で死亡、本人も7年前に肺結核で死亡。3人の子どもは行方不明。
〃 ナクエ	三女	T 7.12. 8	生存	農家に嫁いだ。子どもは7人いるが3人養子、3人出稼ぎで家には1人だけ。
〃 フユノ	四女	T 9.12.15	死亡	3歳ごろ死亡、死因は覚えがない。
〃 ハシメ	五女	T12. 3.10	死亡	2歳ごろ、1週間ほど虫を吐き吐き死亡。
〃 イヨノ	六女	T15.12.14	生存	福岡県に出稼ぎにいつたが今は静岡県で大工と婚姻、2子ある。
〃 イクエ	七女	S 4. 5. 7	生存	小学校は籍だけおいて卒業。軽度精薄、本児らの母。
〃 良太	三男	S 8.10. 1	生存	中学不就学、夫と3人の子どもを捨てた50歳をすぎる女性と同棲中、境界線クラス。

注、備考の欄は祖母の口述筆記。

こうして本児らは父方、母方ともにそれぞれ10人兄弟姉妹の長男と7女で女では末ツ子の両親のもとに生まれたのだ。

母方の姓は山野であり、母の父は勿論、母の母も山野姓。母の祖父も母の祖母もそれぞれ万延元年3月6日、慶応2年7月10日生まれであるが共に山野姓であり族称は平民である。弘化元年生まれの曾祖父母も共に山野姓。もっとも明治以前でこうした山村僻地の農民であれば姓はなかったはずだが。

母の生家は北上山系のいち山ひだのドンズマリ（突端）であり、三葉山の麓である。こんにち14戸からなる部落はすべて山野であり血縁によってつながる同姓部落、自然の岩と社会的隔離のなかで部落民の血の密度は濃いといわねばなるまい。この部落につづくふたつの部落もそれぞれ約20戸と約15戸あるがすべて山野姓である。

さて、父松右エ門は単純労働にしか適応しないいどの精薄状態で中学は不就学、母イクエも身のまわりと単純労働がやっとといった精薄状態、小学校に6年間在籍したが通学はまれであったという。

したがってこの両親は子どもたちにたいする養育能力が乏しく、祖父母庄三郎、ヒルノが親代りを果たしている。しかし、その祖父母も学校教育は1日もうけておらず無学文盲である。

一男庄一は本年3月、気仙郡某小学校の普通学級（本児が6年生になるとき精薄特殊学級が開設されたが本校は精薄があきらかであっても1年生と6年生は特殊学級にいけない）を修了し、今は学区域の中学校に進学し普通学級に在籍している（この中学校に精薄特殊学級はない）。

庄一の指導要録をみると小学校6年間の成績と欠席日数は下記の表のとうりである。

各教科成績評定								出席状態			
教科 学年	国	社	算	理	音	図・工	家	体	学年	出席すべき日数	欠席日数
	1	1	2	1	2	2	2	/			
2	1	2	1	2	1	1	/	2	2	251	17
3	1	1	2	2	1	1	/	1	3	248	2
4	2	1	2	2	2	2	/	2	4	244	9
5	2	2	1	2	2	2	3	2	5	249	20
6	1	2	1	2	3	2	3	3	6	250	7

さらに小学校第1学年のとき学校側で実施した「田中B式知能検査」の結果は I.Q24、段階は最劣。小学校第3学年のとき実施した「田中B式知能検査」結果は I.Q35。備考欄をみると1年生は「規則的学習に没頭できず、私語多く教室内の秩序をよくこわす」、2年生は「ひらがながまだ正確にかけない、加減は10以下の計算だけである」、3年生は「注意散漫で意欲的でない、1つ1つしか読めない」、4年生は「図工、算数のとき意欲をみせるが不真面目である」等の文字が書きこまれている。

その他、4年生のときの健康の記録としては「顔、手、足をつねに洗わないで来るので学校で洗わせることが多かった」とか、所見では「友だちの信頼は得られず、ひとり遊びが多い」「行動に表裏があり、うわべをかざり、よくかくしだてをし、相手をみて自分の行動をかえる」等の文字がみえる。

それにしても、昭和44年6月、本児に初めて会ったとき、中学に進学して3か月「いずれ、ちょうどよくなるべ」と祖父はいうが手をのびしても指先が袖口からみえない大学生用の学生服を着せられて、もくもくと自転車通学をしているが、夜更けて石油ランプのしたで英語のワークブックをひろげていたのが印象的だった。祖父は庄一の将来について「ノコギリが好きだから、中学をでたら大工にすべ」といっている。

二男正は3年生までお客様として春木分校の普通学級に通っていたが昭和42年4月、児童福祉法第42条1項にもとづく精神薄弱児施設である岩手県立みたけ学園に入所し、そこに併設されている盛岡市立青山小学校みたけ分校の精薄学級5年生に在学している。春木分校在学中は「勉強のほあーだめだども、遊ぶことあー好きで山猿のように山っこや野っばらをはねまわりまいにち夜、月がでるころになってから家さ帰ったもんでがんす」と祖父はいうが施設入所の際の間診によると、両親と自分の名前はいえるが兄弟の名前はいえない、年齢は自分さえわからない。五十音は全く知らず、読み書きは自分の名前もかけない。数は10以内でも数えられないといった状態だった。教師を「オメエー」とよび、あやまるときは「マイッタ」であった。注意しても、なぜ注意されるのかわからずキョトンとびっくりしているような様であったが今では「ゴメンナサイ」という言葉もつかえるようになり、テレビが好きで学校放送の劇に感動して涙をながすこともある。入所2年をすぎた今日では「入園するまえは犬のようにさまよって歩いたもんだが、こんど夏休みで帰ってきたときは、ちいせえのみでろ（弟妹の面倒をみる）」という、そのまま家から一歩もでずにいた。おじいさんともいえるようになった。朝起きると、おはようございますとあいさつもできるようになった。あれも人間みたくなっただす」と祖父は感謝と得意で顔をぬらす。

しかし、まだ絵をかかせるとお日様のことを「お月様」といって太陽と月の名の区別はついていない。学園でおこなう鉄棒、マット運動、とび箱、かけ足、マラソン、スキーなどではいつも一等でリスのようだが学習面ではひらがなもカタカナも書けずで読めない。今、正の知っている唯一の文字は“へったれ”の「へ」一字だけだ。図工の作品に名前をかくときは「オラの名前は○か△でいいか」という。

三男三之助は9歳零か月（昭和44年8月5日現在）であるが学校教育は1日もうけておらず就学猶予の継続中。理由は精神薄弱となっている。

一女フヨ子は5歳零か月（昭和44年2月14日現在）であるがほぼ正常と目される。

本家庭は高原の一軒家で隣家までいくのに傾斜ばかりの山道を30分も歩かねばならない。だいたいの家自体を高原の傾斜にはめこんだようなものであり家と軒下の幅1米程の通り道だけしか平らな土地はない。近隣との交際はなく、社会関係は祖父の生家（82歳になる祖父の長兄が農業の家を継いでいる。徒歩約1時間のところであり、本家庭は文字を読める者がいないし、地理的にも困難なので郵便物はすべて祖父の生家に届けられる）と細いパイプがつながっている程度。

もちろん、テレビ、新聞はおろか電気もラジオもガスも水道も昼もない。家の前をながれる清らから小川だけが生命線だ。まさしく原始状態そのものの生存の姿である。徒歩約3時間の距離にある母の生家とのつながりは、以前には盆と正月に母が子どもたちをつれて里帰りしていたそうだが、このごろではそれもまれだという。「母親は一寸先もみえない猛吹雪のとき、三之助を背にフヨ子をだいて峠をおり、村人がとめるのもきかず正月に実家に帰ったこともある」とある商家の主婦はいうが「自分の作った小豆を街に二足三文で売り歩いていたこともある」などともきく。「あの家は満足なのはねー」とか「皆おなじようなのばかりでー」というのがこもごも語ってくれる村人たちのこの一家にたいする最後のことばだった。

外には木枯しが吹いているというのに、あわときびが脱穀されないままに崩れかけで土間にちらかり、軒下には菜っぱが散在している。この家族が今、住んでいるところは本来馬小屋として建てたもので、これより古い母屋は現在納屋同然で母一人が寝起きしているがこちらは馬

小屋よりもっと荒れ果てている。とろけたような屋根は1米をこえる草がしげり、直径10センチもある松の木もはえ、穴もあき、雨戸もなければ障子・フスマもない。床板だけの座敷もくちて地面がみえる。軒下にたてば家のなかが見えだが見えるものはボロとワラくずをごたまぜにしたような母親の万年床だけだ。それでも最近はシラミがいなくなったという。一家の履物は春夏秋冬、晴雨にかかわらずゴム長靴一本槍だ。食物はムギ・ヒエ・アワ・キビ・米を主食にしており、おかずは6月に訪れても水分のきれた筋だけの白菜のみだ。祖父の語るところによれば「ムギ・ヒエ・アワの足りないときは大根をくう。ツユの実は大根の葉をたべる。だから、こうして丈夫に生きていられるんだ。いい物を食べる人は長生きしない」という。飲み水は高原の傾斜から湧きでる泉をつかっているが、バケツ一杯位の容積で、そこにはアメンボやギャラゴ（オタマジャクシ）がうようよしている。

庄一、正、三之助、フヨ子の4人の子ども（孫）は金がかかるのでお産婆でもなく、とりあげ婆さんでもなく、祖父みずからが介助して出産させたという。そして手続きだけあとで産婆さんにしてもらって「3千円が千5百円ですむ」ともいう。母乳ははずミルクは買わずで4人とも山羊乳で育てられた。法で定められた予防接種などからはからきし無縁だ。名前もすべて祖父がつけており一男は祖父庄三郎の庄と初めての孫なので一をつけ庄一、二男は産婆と相談して正、三男は三番目に生まれたので三之助、一女は冬に生まれたので岩手の訛りでフヨ子とつけた。

こうした生存のなかで父松右エ門は昭和43年8月6日午前10時30分に死亡。「病気でしたか」と問えば「首吊りして——」と祖父は答える。

家のカモイに荒縄をつって父が自殺をしたのは、ちょうど、みたけ学園に入所している二男正が夏期家庭実習で我が家に帰る二日前、帰った日は葬式であった。

精薄状態の父とはいえ、母の能力が低いこと、精薄の二男正のこと、精薄で就学していない三男三之助のこと、精薄で施設に収容されている叔父（父の弟）のこと、それに生活苦の重圧がおりかさなって死以外に生きる道はなかったのであろう。

「頭は悪いがおとなしい内気なムスコでがんした」と祖父は述懐する。

母は目下、山の枯れ草刈りや田植え仕事の日雇いをして1日300円位稼いでいる。「夫が首吊り自殺しても悲しむでなし、泣くでもなく、死体さかげよろうともすながった」、祖父はそれがかなしいという。5歳になる一女フヨ子は「誰から生まれたか」ときくと「じいーから生まれた」と答える。祖父を父とも母とも慕い「じいーが家にいねえどぎあー、ばあーとねる。じいーもばあーもいねえどぎあー、山羊とねる」といって母親には全くなついていない。

三之助もフヨ子も母親のことは「あね（姉）」とよんでいるがこれは遠野に嫁いだ叔母（父の妹、昭恵）が義姉である本児らの母を「あね」とよんでいたので、しぜん本児らも母を「あね」とよびならわしてきたようである。いずれにしてもこの一家に「母」という呼び名はない。

精薄のうえにクル病で右脚障害をもつと診断されている三之助は5歳のころまでぜんぜん歩けず学校教育は一日もうけずに今日にいたっているが、そのもようを祖母はこう語る。「1歳にもならない夏のころ、日雇いで山の草刈りにでていた母親は昼休みに家にもどってきたが、母乳がでないで「つつ（乳）がでねえがったら、山羊のつつをすぼってのませろ」といったところ、母は「そだば休んだそらもねえ」というので、祖母はカッときて「んだば山さでもぶんなげでこ」というと母はほんとうに赤児をだいて竹やぶに捨ててきてしまった。「あわ

てて拾いにいったところ、ぶんなげられたところには岩っこが突きでていて、そのとき足をやられたのでクル病ではない」と。しかし現在、三之助は健康そのものでカゼひとつひかず赤羽根峠の山中を妹フヨ子とともに夜が明けてから日の暮れるまで野生児同然にはねまわり、とびまわり、はしりまわってあそんでいる。一家の大黒柱の祖父もきわめて健康であるがすでに年齢は73歳である。生涯、岩手県を一步もでたことがなく閉じていく人生であるが、この祖父が亡くなればこの一家はどうなってしまうのだろう。いとまを告げて木枯しの戸外にでるとおうようにして「先生、ラジオというものは本当のことばかりいうもんだべか。世の中には泥棒だの交通事故だのとしゃべっているども本当だすべか」と問いかけてきた。ラジオとは、この老人にとって一体何なのであろう。

6 山川三之助の義務教育就学猶予の経緯

山川三之助は9歳零カ月（昭和44年8月5日現在）である。人間の子どもであり、日本国民の一員であるなら、憲法で保障された当然の権利として小学校3年生に在学している年齢だ。

しかし、事實は学校教育を一日もうけておらず、標高681米の赤羽根峠の山中に放置にちかい生存の姿で野生児同然山猿のように生きている。

このような民主社会の理念である<人間の尊厳>にたいする赤裸々な挑戦、否、<生命の尊厳>からすら見離なされている実態は国民の名において社会的犯罪、教育の名において精神的殺人と断定され得ようが、では一体、どのような経緯・必然性から、こうした黙過しえぬ事態が起ったのであろうか。学校教育法等の文部立法の観点から事実認定をおこなってみよう。

山川三之助の父親は学区小学校の関与のもとに昭和42年3月来たるべき本児の就学始期に際し、つぎのような書類を居住地〇〇町の教育委員会に提出している。

就 学 猶 予 願	
〇〇町教育委員会殿	
住 所	〇〇町〇番地
保 護 者	山 川 松 右 三 門 ㊦
次の者下記理由により就学いたしかねますので就学猶予して下さるよう別紙医師の診断書を添えてお願いします。	
記	
1 本 籍	〇〇町〇番地
2 現住所	本籍に同じ
3 児童氏名	山川三之助
4 生年月日	昭和35年8月5日
5 続 柄	三男
6 就学猶予期間	昭和42年4月1月から昭和43年3月31日まで
7 理 由	言語障害、集団生活不能
8 就学猶予期間中、処置についてどのようにするか	在、自宅

別紙医師の診断書とは、つぎのごときものである。

証 明 書	
住 所	〇〇町〇番地
氏 名	山 川 三之助
	昭和35年8月5日生
診断名	精神薄弱
上記病名に由り現在就学困難なるものと思われます。	
昭和42年3月〇日	
医師 〇 〇 〇 〇 団	

この「就学猶予願」と医師の「証明書」の2通の紙片は、やがて法にもとずき地教委から県教委へ回送され、県教委から地教委へ認可がおり、つぎのような紙片が届いて一切は合法的に処理されたことになっている。

昭和42年3月〇日	
保護者	山 川 松右エ門殿
	〇〇町教育委員会 団
就 学 猶 予 認 可 に つ い て	
昭和42年3月〇日付で願いあった学齡児童山川三之助の就学猶予について学校教育法第23条の規定により認可いたします。	
記	
猶予期間	昭和42年4月1日から
	昭和43年3月31日まで)とする。

こうしてハンで押したように毎年3月がくると、小学校の関与で2通の書類を地教委に提出し、1通の書類が家庭に字を読める者がいないという理由で学区域の小学校に届き、山川三之助の教育をうける権利は過去2年半固く凍結されたまま今日におよんでいる。

精神薄弱が病名であるというのも珍妙な診断であるが、担当医の専門は精神科でも小児科でもなく外科であるという。たとえ岩手の山村僻地であろうとも一外科医が人間の子どもをして3年間三たび精神薄弱と診断し、山川三之助の義務教育就学猶予が合法的に成立してきているのは奇怪というほかない。

こうして山川三之助は、また、来年3月がくると2通の書類を提出し、1通の書類が小学校に届き就学猶予の<権利>が再四保障されるのであろう。

本児の劣悪な生存条件を考えるなら、これでは、もし、正常な人間能力開花の可能性をもっていたにせよ、月日をおつてますます精神薄弱化現象は進行し、取りかえしのつかない重大な人権の侵犯となる。

ともあれ、こうして自ら訴えることのできない山川三之助の教育をうける権利は「就学猶予願」と医師の「証明書」の一年二枚、計六枚の紙片が教委の倉庫に眠っているという事実に残されている。

7 就学義務とその猶予・免除に関する法的根拠

ではく法治>国家のわが国で義務教育制度の法的構造はどうなっているのであろう。独立の「義務教育法」は制定されていないが最高法規の憲法をはじめ、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則等に部分的に規定されている。

すなわち、日本国憲法においては第26条2項の「すべて国民は、法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」の規定である。義務教育に関して憲法規定がなされたのはわが国有史以来のことである。大日本帝国憲法において臣（国）民の三大義務といわれた兵役・納税・教育の義務は、前二者が憲法規定であるのに反し、教育の義務は天皇の勅令としての小学校令によって規定されていた。憲法第26条1項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と教育を受ける権利が、すべての国民の基本的人権のひとつとして規定され、この権利の行使を保障するものとして同条2項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と規定されたわけだ。

さらに義務教育の年限については教育基本法第4条に「国民はその保護する子女に九年の普通教育を受けさせる義務を負う」と規定されている。そして九年の普通教育を、いかにどこで受けさせるかについては学校教育法第22条に「保護者（子女に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう）は子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満12歳に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う」と規定され、さらに学校教育法第39条には「保護者は、子女が小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満15歳に達した日の属する学年の終りまで、これを中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う」と規定されている。

すなわち、教育基本法に規定する義務教育年限九年は小学校と中学校、盲学校、聾学校、養護学校において就学保障されることに規定されているわけだ。そしてこの義務教育の就学猶予と免除については学校教育法第23条に「保護者が就学させなければならない子女で、病弱、発育不全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規定により、都道府県の教育委員会の認可を受けて、前条に規定する義務を猶予又は免除することができる」と規定され、これをうけて学校教育法施行規則第42条には「学齢児童で、学校教育法第23条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願出しなければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。市町村の教育委員会は、前項の願出があった場合において、就学義務を猶予し、又は免除しようとするときは理由を具し、速かに、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない」とし、学校教育法第25条には「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされているが、これは教育基本法第3条に規定する教育の機会均等原則に論理的に整合するものである。すなわち、同条には「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又

は門地によって、教育上差別されない。国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の道を講じなければならない」と規定され、義務教育の就学猶予と免除については、あくまで、事由が学齢児童・生徒自身に存する場合についてのみ認められることになっている。

この場合、すなわち病弱、発育不全、その他やむを得ない事由においても就学義務の猶予又は免除をされるのは、その学齢児童・生徒の保護者であって、学齢児童・生徒自身ではない。学齢児童・生徒の人権としての教育をうける権利は生命のあるところ、ともにつねに、存在する。学齢児童・生徒は、たえずつねに、例外なく教育をうける権利主体であって義務教育の義務の客体ではない。このことは憲法みずから、その第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と確定し、そしてさらに第99条において「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と決定している。

ゆえに学齢児童・生徒の基本的人権のひとつとしての能力に応じた教育をうける権利が侵犯された場合、就学義務不履行の処罰は当然のこととして学齢児童・生徒に加えられるのではなく保護者にある。すなわち学校教育法第91条に「第22条第1項又は第39条第1項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しないものは、これを一千円以下の罰金に処する」と規定している。

これをみても憲法・教育基本法上の人権としての教育は生命の存在と不可分であり、子どもは学習主体として権利のみを所有し、教育上一切の義務の所有者ではない。あくまで就学義務の猶予・免除は保護者の義務の猶予・免除であって学齢児童・生徒の人権としての教育をうける権利の停止（猶予・免除）ではない。

今日の蒙昧な社会通念として義務教育をうける義務は子ども自身にあるかのごとく、また、義務教育の就学の義務は国家にたいする親の義務であるかのごとく、あるいは就学義務の猶予・免除はイコール子どもの就学義務の猶予・免除であるかのごとく考えられている様は天皇制絶対主義下における義務教育観の残滓であり、人間の子どもの能力開花の可能性にたいする死亡宣告にも匹敵する重大な誤りである。

では親につながらなくなってしまった、保護者から引き離されてしまった子どもの教育をうける権利は、一体どうなってしまうのだろうか。

保護者が学齢児童・生徒の就学義務の猶予または免除を願出で教育委員会によって認可されたということは子どもの人権としての教育をうける権利の停止や消滅ではなく、それは親の手から離れて、国家や地方公共団体の手に直接につながるということである。

病弱、発育不全、その他やむを得ない事由等で、なお親に義務が課せられていても子どもの人権を保障するには、親個人や一家庭の力量の限界をこえていたり、親や家庭自身の生存権が問われるような事態、例えば殺人、親子心中、遺棄、座敷牢あるいは親の労働不能、家計の破綻等につきすすむことになるのを未然に防ぐためであって、諸立法が理念的に切り捨て御免ではないはずだ。

また義務教育の就学猶予・免除については事由が学齢児童・生徒自身に内在する場合のみであるといっても、それは人権としての教育をうける権利の行使（保障）が、さらに重大な、例えば生命の存亡にかかわるといのがごとき事態をのぞき停止（猶予）または消滅（免除）はあ

り得ない。人権は比較を絶して優劣軽重なく、それぞれ絶対的な存在であることを本質とするものであるが、ある時点で相対的により重視しなければ他の人権が成り立ち得ないとか死滅するおそれのある場合、子どもの人間の尊厳をより拡大するという条件のなかで時間的に限定されることは承認されよう。

親の手から離れた子どもの人権としての教育をうける権利は、子どもの一人一人が無重力息子や無重力娘になるのではなく、国家の手に直接につながり、親や一家庭では保障しえない、より十全高度な治療・福祉・教育といった子どもの生存権と学習権が子どもの障害という状態像に適合した環境諸条件のなかで全面的に保障されるという以外に解釈はない。

ともあれ、憲法、教育基本法、学校教育法等の諸条文の法理念からみて、広く歴史的・伝統的に使われている「義務教育」という言葉は不当な用語であり、これを「権利教育」ないしは「人権教育」あるいは「憲法教育」と名付けることが、より適切ではないのかと考察するが、いかがなものであろう。

8 山川三之助の就学猶予と法の関係

さて、以上、わが国における義務（権利）教育の理念と構造の検討をふまえたうえで本児山川三之助の就学猶予の問題点にたちいたろう。

まず、山川三之助は学校教育法第23条に規定された義務（権利）教育の就学猶予または免除の条件、すなわち、病弱、発育不全、その他やむを得ない事由に該当する児童であろうか。

少なくとも昭和44年6月現在、病弱どころか健康そのものである。日々太陽の時間は妹フヨ子とともに高原を山猿のようにとびはねてあそんでいる。祖父のことばによれば「カゼひとつひかない」というのである。

つぎの発育不全については少なくとも肉体的な面については不当である。素ツ裸にしてみても発育不全とはどこをついても思えない。知能の発達については相対的に発育不全が認められる。しかし、本児の文化的生存諸条件からみれば精神的発育不全は、いわば必然的であって、何ら遺伝等の先天的・内因的本児個有の所産とのみは断定できない。野生児にも等しい文化不在といった社会的・後天的劣悪な環境諸条件の総和がより強く本児の能力発達、精神開花の可能性を固く封印してきたものと断定せざるを得ない。もし、山川三之助が現時点において精神的発育不全で精神薄弱であると仮定するにしても本児を自宅に二泊させ行動観察をした「みたけ学園」に併設されている「青山小学校みたけ分校」の大森リツ子教諭は「みたけ学園には現在、山川三之助をはるかにうまわる知能の遅れをもった子どもがおおぜい入園している」といいきっていることは本児が本質的に遺伝的・先天的所産としての精神薄弱であるよりは環境的、後天的所産としての仮性精神薄弱現象の面がより強いと断定せざるを得ないのではないか。したがって山川三之助は肉体的発育不全は零、精神的発育不全は軽度においてこれを認められるがそれは治癒可能（remediable, curable）な次元に属する面がより強いと診断される。

つぎに、その他やむを得ない事由であるが、これは昭和25年8月25日の文部省初中局長回答によれば具体例として「児童・生徒の失踪などがあげられるが、経済的事由によるものは含まれない」としているところから、この規定に山川三之助は該当しないとみるのが至当であろう。

とすると、以上の就学猶予または免除の法の規定の三条件は、いずれも山川三之助には即座

には該当しないということになる。したがって少なくとも昭和44年6月現在において山川三之助が山野に放置にちかい状態で生存しているということは、実質的には学校教育法第33条の病弱等による就学義務の猶予または免除の条項の教育行政上の違反行為につうずる。保護者としても学校教育法第39条の就学させる義務の条項の違反行為と認定できる。

さらに本児の就学猶予の理由は病名「精神薄弱」と診断されたことに裏付けられているが精神薄弱は義務（権利）教育の就学猶予または免除の理由になり得るのであろうか。

学校教育法第71条は「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む）、聾者（強度の難聴者を含む）又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識・技能を授けることを目的とする」、そして第71条の2には「前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める」とし、この規定をうけた政令第22条の2には精神薄弱者は「1、精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの。2、精神発育の遅滞の程度が軽度のものうち、社会的適応性が特に乏しいもの」とされている。

さらに学校教育法第75条には「小学校、中学校及び高等学校には、次の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。1 精神薄弱者。2 肢体不自由者。3 身体虚弱者。4 弱視者。5 難聴者。6 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの。前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる」と規定している。

そしてさらに具体的には昭和37年10月18日付の文部省初等中等教育局長発の「文初特第380号通達」をみると、3、精神薄弱者についての項に「（1）教育的措置、ア 施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度の精神薄弱者は、養護学校において教育すること。ただし、就学する養護学校がないところにあつては、養護学校が設置されるまでの間、特殊学級において教育してもさしつかえないこと。施行令の表精神薄弱者の項において『精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの』とは、痴愚、白痴程度の精神薄弱を、『精神発育の遅滞の程度が軽度のもの』とは、魯鈍程度の精神薄弱をそれぞれ指すものであること。ここでいう『白痴』とは、言語をほとんど有せず自他の意志の交換および環境への適応が困難であつて、衣食の上に絶えず保護を必要とし、成人になつてもまったく自立困難と考えられるもの（知能指数（I・Q）による分類を参考とすれば25ないし20以下のもの）、『痴愚』とは、新しい事態の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく自己の身の事ごらゝを処理しうるが、成人になつても知能年齢6、7歳に達しないと考えられるもの（I・Q20ないし25から50の程度）、『魯鈍』とは日常生活にさしつかえない程度にみずから身の事ごらゝを処理することができるが、抽象的な思考推理は困難であつて、成人に達しても知能年齢10歳ないし12歳程度にしか達しないと考えられるもの（I・Q50から75の程度）をそれぞれ指すものであること。イ 施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度に達しない精神薄弱者は特殊学級を設けて教育すること」、さらに語をついで「（2）判別にあつての留意事項」として「上記（1）アおよびイに掲げる者の判別にあつては、精神発育の遅滞の程度を明確にするための標準化された知能検査の厳密な実施と、生育歴および現在の心身の状態についての調査ならびに家族、友人、学校等本人の発達に影響をもつ環境の分析などを行なつた上で、総合的見地から慎重に行なうこと。なお、その

際には、児童相談所、教育研究所などと連絡を密にするとともに、必要に応じ精神薄弱者の診断に経験を有する精神科医、その他の専門家の協力を得ること。また、なるべくこれら専門家を含む判別のための委員会を設けることが望ましいこと」としている。

以上みえてくると精神薄弱者は義務（権利）教育の明らかな対象であり、知能指数の如何を問わず、精神年齢の如何を問わず、たとえ知能指数ゼロ、精神年齢零歳零カ月であろうとも、人間の子どもである限り、その能力に応じて、ひとしく教育をうける権利は何らなく奪されていない。

にもかかわらず、山川三之助が学校教育の埒外に放置されている実態については前記通達にあったごとく、「知能検査」が厳密に実施されたであろうか、事実はただの一度も行なわれていない。「生育歴および現在の心身の状態についての調査」が行なわれたかどうか、これも何ら行なわれていない。外科医が病名“精神薄弱”と三年連続診断書にかくただの一行書き入れてきたのみである。「家族、友人、学校等本人の発達に影響をもつ環境の分析」なども行なったかどうか、これも勿論行なわれていない。〇〇町の教育委員会はいかにいよばず学区の某小学校の校長も教頭も、ただの一度の家庭訪問すらしていない。また、「児童相談所、教育研究所などと連絡を密に」したのだろうか、事実は地教委も学校も山川三之助について電話一本さえも連絡などはとられていない。「精神薄弱者の診断に経験を有する精神科医、その他専門家の協力」を得たかどうか、これも否！である。証明書に病名精神薄弱と記入した外科医は某小学校の校医であるというただそれだけのことで職務上かく診断したまでであろう。「専門家を含む判別のための委員会」など最早、言をまつまい。だいたい岩手県下に公的な判別委員会などは例外をのぞき12市30町21村中県都盛岡市にすらいまだ存在しない。ことわっておくがこの通達の複数の宛名の冒頭は「各都道府県教育委員会教育長」であり、通達の趣旨説明のところでは「――教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について留意すべき点は下記のとおりですので、御了知のうえ事務処理上遺漏のないよう願います」となって精神薄弱者の項に前記の解説がなされていたのである。さらに趣旨説明の最後の二行は「なお、市町村教育委員会その他貴管内関係機関に対しては、貴職から趣旨の徹底を図られるよう格段の御配慮を願います」となっているのである。官庁の良心といつか上意下達もむなしきかな、である。

では、この今日における心身障害者の教育的措置に関する最も精細で権威ある「通達第380号」では、就学猶予または免除についてはいかなる規定がなされているであろうか。その9、をみると「就学の猶予または免除について」と題し「（1）視力、聴力等の機能の障害が治療可能な疾患によるもので、その治療に長期間を要するが、視力、聴力等の機能に担当の回復が望まれる者については、治療に専念することを必要とする期間就学猶予を考慮すること。（2）白痴、重症痴愚、重症の脳性小児マヒ、現在進行中の精神疾患、脳疾患その他これらと同程度の高度の障害を有するかまたは二つ以上の障害を有し総合するとその程度が高度になるものなど盲学校、聾学校または養護学校における教育にたえることができないと認められる者については、その障害の性質および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること」となっており、山川三之助には該当する項目がひとつとしてない。いよいよもって本児の学習権は宙に浮いてくる。山川三之助がかりに精神薄弱であるにしても、それは人間的な文化、言語、家庭不在といった劣悪な生存環境諸条件の必然的な乱反射としての仮性精神薄弱化現象の側面がより強いと断定せざるを得ないのであって、未就学についての法的に根拠は何ひとつなく、まさに教育的犯罪、精神的殺人の三年間にわたる蓄積としてみる以外に何物もない。だいいち岩手県

下には精薄養護学校が一枚とてないのであるから、百歩ゆずって山川三之助が白痴や重症痴愚であったとしても、養護学校の教育にたえ得るか否かは判定できないのではないか。

9 山川三之助と児童福祉法との関係

ではつぎに第1条「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」、第2条「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と厳粛に子どもの人間の尊厳と権利を確定し宣言した「児童福祉法」と本児とのかかわりを検討してみよう。

山川三之助が初めて児童福祉法の視野に入ってきたのは、本児の小学校入学始期のせまる昭和42年1月12日、岩手県中央児童相談所長が受理した〇〇警察署長発の「ぐ犯少年通告」にはじまる。ぐ犯とは少年法第3条1項3号の規定によると「その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」となっている。

大自然のなかで太陽とともに起き、ランプのしたでねむる山川三之助は後述するごとく医者や専門家の診断によればクル病で軽度歩行困難、さらに亀背をともない重度精神薄弱（白痴）であるという。隣りの家へいくのにも山を越えなければならない高原の一軒家で一体どんな非行や罪が犯せるのだろうか。もし、ぐ犯の可能性があったら猿が畑の作物をあらしたという類であろうか。それとも国有林の松の樹にでも登っていたという類のものであろうか。人っこ一人いない大自然のなかで人間のおかし得る罪とは果してどんな種類のものであろうか。

それにしても、ある村人個人でもなく、学校でもなく、役場でもなく、児童委員でもなく、福祉事務所でもなく、警察の発見によって本児が法の目に入ってきたという事実は注目にあたいする。

そこで岩手県中央児童相談所長は本家庭の担当地区である福祉事務所の常駐児童福祉司に調査を指示し、その調書にもとづいて岩手県知事の委任事項として、岩手県中央児童相談所長名をもって次のとおり処理した。

措 置 児童福祉法第27条第1項第2号

保護の場所 自宅

昭和42年4月24日

ここにいう第27条第1項第2号とは「児童又はその保護者を児童福祉司、精神薄弱者福祉司、社会福祉主事又は児童委員に指導させること」である。ちなみに岩手県には目下11名の児童福祉司（うち1名は職組専従）と2名の精神薄弱者福祉司がいる。日本のチベットとか四国四県より面積が広いという岩手県下には12市12郡あるが児童福祉司は一郡一名にもみたくない配置ぶりである。まして精神薄弱者福祉司においておや。

こうして法の定めにより山川三之助は在宅保護という決定になったわけだが、在宅保護とは名ばかりで郡全体にたいする児童福祉司は唯の1人、半年に一度の家庭訪問すらおぼつかない有様だという。具体的には何の指導も処遇もなされておらず忘れかけたころ思い出したように出かけて行って、せめて生死を確かめるくらいが在宅保護という名の法によってまもられている山川三之助の人権の内実である。

このことを児童福祉司に問えば「旅費等の予算がたりなくて、度々は出かけられない」という答えがはねかえってくるのみだ。精神薄弱者福祉司，社会福祉主事，児童委員等の法に規定する華やかな顔ぶれも山川三之助には幻の面々で，誰一人その姿を現実にあらわした者はいない。

そして一年がすぎ昭和43年2月6日には〇〇町役場で「昭和42年度児童福祉総合巡回児童相談所」なるものが開設され，本児は人間の尊厳と権利の全存在という重みをかけて，公の秤りに己れをゆだねたのであるが針のうごきは次のとおりであった。

相 談 内 訳

山 川 三之助
昭和35年8月5日生
就学猶予中（精神薄弱）

整形外科医

軽度難行，治療の必要なし

小児科医

脳性小児マヒ（くる病）のための歩行遅延

臨床心理判定員

言語テスト不能

精神年齢 1：5～2：5

危険回避はできない

ひ護

かくて何ひとつ具体的な手もうたれず，相談のための相談，診断のための診断におわり，またしても山川三之助の人権は赤羽根峠のランプのしたに一年間凍結されてしまった。これまた官庁の良心のなんと乏しいことか。

なお昭和43年3月18日には「非行，問題行動がない」とのことで在宅保護の措置解除がなされた。しかし本児にとっては在宅保護であろうとなかろうと生活に一寸一分の違いがあるわけではなく福祉という名の法律がツジツマばかりを大事にされて全く人間不在のやりとりだけを演じている様うかがえる。

こうして一年365日がすぎ昭和44年の春まだ浅い2月21日に山川三之助は交通費自弁で祖父につれられ某郡の福祉事務所のある某市に開設された「昭和43年度児童福祉総合巡回児童相談所」を訪れ，人間か動物かの公の審判を迫ったのであるが結果は次のとおりであった。

相 談 内 訳

山 川 三之助
昭和35年8月5日生

主 訴

体と頭が悪い

みたけ学園希望

小児科医

亀背（クル病のためか）

精神薄弱

口角炎

臨床心理判定員

みたけ学園入所は重度につき不適

言語全く不能

排便不完全

こうして割りあてられた一人一時間という年に一度の機会もむなしく、法の保障する様々な権利は山川三之助の頭上を風のように、何やかやのレットルだけを書類のうえに書き残して、通りすぎていってしまった。

かくして厚生立法も文部立法とおなじく空念仏で満9歳をむかえた昭和44年8月5日現在、山川三之助は学校教育を一日もうけず福祉的な手だても施されず標高861米の赤羽根峠の山中で野生児同然に生存している。

臨床心理判定員は「排便不完全」と認定したが本児の家庭では便所というものはなく、牛小屋のかたわらにそれらしき穴があるというだけで、文字をなんとか読める者は中学一年の兄庄一以外になく、新聞をとっているわけではなく、ましてチリ紙があらうはずもなく、尻をふくふかないといったところで排便不完全はむしろ当然といえないだろうか。では本児にこのような基本的な生活習慣が形成されていないのかというところを決してそうではなく、筆者の家に一週間つれてきたときはチリ紙で何の指示もあたえなくとも見事に拭きとっていた。

亀背といったところで素人目に見て認知できるようなものではなく、よくみればやや猫背に見えるというくらいである。

また「言語全く不能」という判定も人里離れた山奥の一軒家であれば交友・社会関係は零に等しく、本児が生まれてこのかた口をきく相手は無学文盲の祖父母と精薄の両親と兄庄一と妹フヨ子の家族にあとは山羊と鶏ぐらいであってみれば、それに家族間の言語は岩手の方言といっても陸の孤島のような隔離された空間にドブプリとつかっているわけであり、標準語などというものからは遠い距離をもつものである。したがって年に一度、狼のホラ穴から文明の光のなかにおびき出されるような状態で「さあー、知能検査です。これは何ですか？」と問うたところでは本児が即答でき、その能力が意味をもって科学的に投影され得るであろうか。また一般的な会話でさえ相通じ得たのだろうか。東京育ちの私がこの一家に寝泊りしても外国語の世界にいるようで五分の一位しか言葉は理解しあえない。目つき身振り動作でやっと意志交換がなりたっているさまだ。

知能検査の例をとっても鈴木ビネー法の第一問に「あなたの鼻はどれですか」、「あなたの鼻の上に指をのせてごらんさい」という発問があるが、山川三之助にとっては「あなた」、「どれですか」、「ごらんさい」などという標準語は生涯一度も耳にしたことも、口にすることもないう外国語だ。第二問の「見なれた事物の名」においても十円銅貨の名称を答えるべき問いがあるが、生まれて一度も物を買うという経験のない原始時代のような貨幣以前の生存をしている本児にとっては発問自体ナンセンスだ。現に十円硬貨をみせても「なんだ、これえー」というだけで欲しがりもせず、本児にとってはたんなる固い丸いものにすぎないようだ。第

四問には「絵の中の事物を列挙させる」として(1)家の絵。(2)川の絵。(3)新聞を見ている絵、があるが川はみたことがなく新聞というものをみたこともない本児である。知らない、解らない、答えられないからといってストレートに不合格→無能力→精神薄弱とは断定できないはずだ。さらに家族以外の者と顔を見合わせる事が年に一、二度ありやなしやの生存であつてみれば検査者をまえに固く口を閉ざしてしまうのが、むてろ自然であり正常なのではなかろうか。

「言語全く不能」という判定は検査者を眼前にした数分か数十分かが有効範囲で山川三之助が人間能力として「言語全く不能」であるとするなら<誤診>の一語につきるのではないのか。

「みたけ学園入所は重度につき不適」という判定も、まさに不敵な判定ではないのか。重度精神薄弱の定義は前述のごとく文部省によると「白痴」に相当し、「——衣食の上にあらず保護を必要とし、——」となっているが山川三之助は8歳10カ月の今日、食事は自分でご飯をよそり、箸もつかい、後片づけも自分です。フトンもしけばあげもする。車で盛岡にいこうといえ自分一人で手足を洗い、顔を拭き、衣服も自分でよそゆきに着代える。それでも山川三之助が重度精神薄弱であると判定される能力なのであろうか。

本児をみずからの生証人として福祉事務所につれていったとき、二時間ほど行動を観察していた係官に「それでも重度ですか」とたずねると「どうせ家にブラブラしているのなら、重度と認定して特別児童扶養手当(月額千9百円)を支給されたほうが現実的に幸せであるという判断も入っているのでしょう」と苦しい言いのがれをしたが、語るにおちた話である。

みたけ学園に入所し、人間の子どもとして生存が保障され、能力に応じた教育をうけとる生活への出発と赤羽根峠の山中で野生児のようにうろつきまわっているのとひきかえの月額千9百円では、その軽重を計るハカリが一体あるというのだろうか。じつは動物としての生存か人間としての生活かが、これらの専門家の判定にかかっていたのである。

10 山川三之助の言語能力と行動観察の記録

では一体、山川三之助の能力のリアリティーは冷徹に下された公の審判のごとく「言語全く不能」で「重度精神薄弱」なのであろうか。心理学には門外漢であるが、本児を筆者の家庭につれてきて、昭和44年5月20日から26日までの一週間、起居・寝食をともにして「言語全く不能」かどうかを核に行動観察を行なってみた。以下はその記録である。

I 本児の正確な概念にもとずき使用している言葉(使用順に記録)

- 1 ミカン
- 2 ブーブ (自動車)
- 3 アベ (行こう)
- 4 アネ (母)
- 5 ベコ (牛)
- 6 ヤンター (いやだ)
- 7 インネ (いらぬ)
- 8 ケロ (くれ)
- 9 ドウドウ (馬)

- | | | |
|----|-------|-----------|
| 10 | タマゴ | |
| 11 | トケイ | |
| 12 | ワラビ | |
| 13 | バイバイ | (さようなら) |
| 14 | アメ | (雨) |
| 15 | アレ | (あれ) |
| 16 | コレ | (これ) |
| 17 | イヌッコ | (犬) |
| 18 | トレネ | (とれない) |
| 19 | ニャオー | (猫) |
| 20 | ネル | (寝る) |
| 21 | ケール | (蛙) |
| 22 | クンナ | (来るな) |
| 23 | ネンネコ | (はんてん) |
| 24 | テ | (手) |
| 25 | ミミ | (耳) |
| 26 | クチ | (口) |
| 27 | ジィー | (祖父) |
| 28 | バァー | (祖母) |
| 29 | フヨ | (フヨ子) |
| 30 | シッコ | (小便) |
| 31 | ウンコ | (大便) |
| 32 | ハナッコ | (花) |
| 33 | チョウチョ | (蝶) |
| 34 | アカ | (赤) |
| 35 | ガバン | (鞆) |
| 36 | ズローズ | |
| 37 | シャツ | |
| 38 | ガラス | (メガネのレンズ) |
| 39 | ツツ | (乳) |
| 40 | ヤンコ | (山羊) |
| 41 | クツ | (靴) |
| 42 | アシ | (足) |
| 43 | ドレ | (どれ) |
| 44 | マッチ | |
| 45 | ランプ | |
| 46 | ヒトツ | (一) |
| 47 | フタツ | (二) |
| 48 | アツ | (熱い) |
| 49 | ミズッコ | (水) |

50	コッチ	(こっち)	
51	イテッー	(痛い)	
52	ハエナ	(早いな)	
53	フク	(服)	
54	サミー	(寒い)	
55	ナンガ	ヘッテル	(何か入っている)
56	マンマ	クウベ	(ご飯をたべよう)
57	コレトッテ	ダメ	(これを取っては駄目)
58	ナンダ	コレ	(何だ，これは)
59	アベ	ハヤク	(行こう，早く)
60	ハヤク	コ	(早く，来い)
61	アタマ	アラウ	(頭を洗う)
62	トリッコ	イタベ	(小鳥がいたろう)
63	バカタレ		(馬鹿者)

II 筆者の家にいた7日間で概念を理解し，覚え，使用した言葉

1	ハイ	(返事)
2	ドウゾ	(どうぞ)
3	アカチャン	(赤ちゃん)
4	クシ	(櫛)
5	バナナ	
6	カウ	(買う)
7	ギュウニユウ	(牛乳)
8	カギ	(鍵)
9	ワンワン	(犬)
10	キシヤ	(汽車)
11	オンブ	
12	タベロ	(食べる)
13	イチミチャン	(幼児の名前)
14	モンモン	(電話)
15	クマ	(熊)

III 行動観察

- ・ 「ワンワン」といって犬の玩具を赤ん坊に手渡す。
- ・ お菓子を「ハイ」といって赤ん坊の口に入れて食べさせる。自分では決して先に食べない。
- ・ 「ホラ，ホラ」といって哺乳壺を赤ん坊の口にもっていき飲ませる。
- ・ 妻のメガネを嫌い，「トレ，トレ」としきりにいう。メガネをはずすと安心の色を示す。私のメガネについては別に「トレ」といわない。
- ・ 妻が四ツ這いになって床を拭いているのをみて「クマ，クマ」といって状況説明

をする。

- 私のYシャツの腕輪をはずし、それを妻の左右の腕にはめ、「ヒトツ、フタツ」という。
- 幼稚園児の頭髪にかざしたリボンをみて「チョウチョ」と指でさししめす。
- ビスケットをカエルの玩具の口に入れて「タペロ、タペロ」といって喜んでいるしかし生物（実物）と無生物（玩具）の区別はついている。
- 飴を食べるときは、私、妻、赤ん坊にひとつずつ手渡し、自分は最後にとって食べる。
- 私の頭をふざけて手のひらではたいたので、コラーという、こんどは手のひらで三、四回なでる。おわびのしるしらしい。
- 鼻がでているのでチリ紙をわたすと拭きとる。チンはできない。
- マッチを自分でつけることができる。よくマッチ箱をあけて、すでに使った軸とそうでないのを区別して、使いふるしの軸をゴミ箱に捨てた。
- 戸外のブランコに赤ん坊をのせるといって「赤チャン コッチサ コ、オンブ オンブ」という。表は寒いから駄目という「ネンネコ、ネンネコ」といって、そばにあった薄い毛布を着せて戸外のブランコにだいていき、ブランコを動かしかそんでやる。
- 二階で私と二人で食事をしたら、指示は何もしないのに食べ終ると私の食べた茶わんとハシを自分のと合わせて階下にもっていき水道をだして洗った。
- 「一美^{イチミ}チャン」と一歳になる赤ん坊の名前をおぼえ「一美チャン、一美チャン」といって興味・関心をしめす。だいたり、おぶったりしてとてもかわいがる。マリをころがしては赤ん坊にひろわせ、腹のよじれるほど大声をだして笑っている。私とその部屋に入ろうとすると「アッチ イロ」といって大人をまじえず赤ん坊と二人きりであそんでいたことを示す。
- 二階にいと「赤チャン、一美チャン」というので、下で眠っているから静かにしな、というとき足サシ足で階段をおり、昼寝している赤ん坊の寝顔をみては「赤チャン ネットル」といい、また、静かに階段をあがってくる。
- 「ウンコ デル」というので手洗いにつれていくと人にみられるのが恥ずかしいらしく「クンナ、クンナ」といって私をドアのなかにいれない。一人でキッチンとできる。小水は地面ならどこでもよく、したくなると手洗いにはいかず表にでていって所かまわずする。学生の多勢出入りしている大学の玄関先であろうと繁華街の美容院の玄関先であろうとおかまいなし。人前であっても立小便には全くはなずかしいという気持はないらしい。
- 鏡をみて不思議そうに笑う。「ガラス、ガラス」といって興味を示す。田の水面に映った己れの顔以外に自分を見たことのない本兎である。
- 夕方、薄暗くなると「オラ、ネル」といって何の指示もあたえないのにフトンを押入れからだしてしき、玩具の自動車や汽車をマクラのそばにならべ毛布をかけて「ネロ、ネロ」とうえから手でさすりながらいう。朝は毎日薄明るくなる4時頃になると「ソラ アカルイ、ソラ アカルイ」といって隣りにおている私の肩をゆりうごかす。自分のねたフトンは黙っていてもたんで押入れにいれる。

- ・ 本児が自動車にのったのは赤羽根峠から盛岡の筆者の家につれてくるときが生涯初めての経験であるが、車にのせてから、ドアのロック（ポッチを下におす）をするように教えると、一度で覚えてしまい、そのご一週間数十回にわたり車にのせたが必らず黙っていても一度の例外もなくロックした。本児はいつも助手席にのったが後部座席も必らず確認し、妻がロックを忘れたときなど本児が「ダメ、ダメ」といってポッチを指さし注意するほどだった。私もウツカリ忘れて五、六度注意された。開閉乗降も一人でキチンとできる。（この記録後、1か月がすぎて赤羽根峠から福祉事務所につれていくとき車にのせたら、まだ覚えていて車にのるや否や黙っていてもロックした。精神薄弱とは思えない記憶力ではなからうか）。また、庭先に車をとめておいたとき、いつのまにか本児が車にはいりエンジンをかけ、たしかギヤーはニュートラルにしておいたはずだが車を5米ほど動かし胆を冷やしたこともあった。洗車のときも自分で鍵をつかいアンテナをあげスイッチを入れカーラジオをききながら雑巾でワックスがけなど手伝った。
- ・ 住まいの裏山（南部藩主の菩提寺領）を500米ほど散歩すると山道を私よりたえず10米程先をはしり、わき道があると「あっちか、こっちか」と指先で方向の指示をもとめ確認しては走りだす。山に入るとひとしお元気がよくなり山の子の面目躍如である。途中、石の階段につまづいて転ぶと一瞬大声で泣きだし、つまづいた石段を二、三度蹴ったりしておこっていた。
- ・ 「行こう」という意味の言葉を岩手の方言では「アベ」というが、私が「アベ」というと「行こう」といい直すようになった。
- ・ ドンブリご飯に生卵をかけてやるとハシを使って上手に食べるが、あとはドンブリをペロペロなめて一粒残さずきれいにする。明日は赤羽根峠にかえるという前夜、お別れにスキ焼をしたが肉は全然たべない。口に入れてやっても出してしまふ。生卵にショウ油やサトウをかけてやると喜んで食べる。なおバナナは生まれて初めて食べたのであるが大変おいしいらしく店の前をとおると「バナナ、バナナ」といって困らせた。
- ・ カラーテレビをみせても無関心で興味を示さない。ひざにだいてみせるとポンヤリ画面をみてはいるが10秒位で横をむいてしまふ。生まれて初めてみた電気には興味をもちスイッチをいれたりきったりして喜んでいる。
- ・ 赤羽根峠では1か月に一度くらい風呂をわかすが、本児は嫌いではいったことがないと祖父はいつていたが、筆者の家では喜んで連日入浴した。最初の日の悪臭のほどは鼻をつまみたいくらいだった。5日目にめんどうなので頭を洗ってやるのをサボつたら、「アタマ、アラウ」といって石ケンを手渡されるという失態もあった。あがれば自分一人でキチンと衣服を着る。あるとき洗濯のため妻が下着をかたづけると、「ズローズ、ズローズ」といってパンツをさがしていたが、これは遠野に嫁いだ叔母昭恵のことばを覚えてしまったらしい。母のことを「アネ」とよぶのもしかりである。
- ・ 最後の晩、一緒に風呂に入りながら、「あした、ジーやフヨ子のところへ帰ろう」というと「ヤンター、オレ、ココ」といって筆者の家にもっといたいことを示す。一週間、石につまづいて転んだときと、私が本児を大森リツ子教諭宅に二

日あずけて迎えにいったとき、私の顔を見るなり声はださなかったが大粒の涙をこぼしたとき以外、泣いたことも、祖父母や妹を思い出して淋しそうな表情をみせたこともない。夜尿は一度もなかった。

- 。 総じて粗暴なところもなく、ききわけの悪いところもなく、ここるところでは日常的なことは何でも通じ合えて、むしろ、おとなしい、手のかからない、親切でおもいやりのある、たとえ言語表現や知的な面で遅れているにしても、優等生のヒナ型のような少年であった。

11 山川三之助の施設入所活動

学校教育法第74条には「都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第71条の2の政令で定める程度のもを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない」と都道府県に設置義務を課している。しかし、その第93条をみると「――、第74条に規定するこれらの学校の設置に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める」となっており、養護学校については学校教育法が施行された昭和22年4月1日以来、すでに22年間が経過しているにもかかわらず、いまだもって養護学校設置義務の政令は棚上げされたままだ。

ゆえあってか岩手県には精神薄弱児童・生徒の就学する養護学校は一校とてない。さらに山川三之助が通学可能な学区内には精薄特殊学級すらないのであるから、その人権としての学習権と生存権を保障するために、目下、最善の方策は岩手県立みたけ学園に入所し、同所に併設されている盛岡市立青山小学校みたけ分校に入学するほかない。本児の学区の春木分校には特殊学級はなく、本校の小学校にはあるが681米の赤羽根峠から平地のその学校までは子どもの足で2時間はかかり、雪の消えることのない冬ともなれば、もはや通学は完全にできない。

「みたけ学園」とは児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつとして昭和34年3月1日に創設された岩手県下唯一の県立精神薄弱児施設である。定員150名。施設入所要領の基準によると「保護者がいないか、又は保護者に監護されることが不適當な児童であって、重度の魯鈍級、軽度の痴愚級の児童を優先する」となっており知能指数からみると精神薄弱児の、いわゆる軽度のうちの重い方と中度のうちの軽い方とにまたがる、すなわち県中央児童相談所長の通達によると「I、Q40乃至60を意味する」児童たちを入所させることになっている。これは文部省の「通達第380号」によれば軽い方は精薄特殊学級に、重い方は精薄養護学校に入学させるべきであると教育措置として行政指導がなされている子どもたちだが、それが未分化に混在して入園しているといえる。みたけ学園に、いったん、入所すると子どもたちは自動的にすべて例外なく青山小学校と厨川中学校の「みたけ分校」の在籍児童・生徒となり精神薄弱児教育の学習主体となる。

では、以下、具体的に山川三之助の施設入所活動にたちいたろう。

私が本家庭を訪れ、山川三之助を直接目にしたのは昭和43年11月26日である。しかし、この日は兄正の家庭訪問が目的であったので本児については弟としてカメラにおさめるていどにおわってしまった。だが、その時以来私の意識には山川三之助のことがつきささってきて離れなかった。そして何としても、この人間の尊厳と子どもの権利どころか動物的生命すら圧殺されかかっている不条理な事例を国民のひとりとしても黙過・放置することはできなかった。まし

てや国民の血税によって、国民のために存立する国立大学に身をおく研究者の良心において、それは学問・研究上の生命にかかわる問題であり、山川三之助を黙過・放置することは研究者としての自己自身にたいする死亡宣告であるとうけとめた。現に児童福祉法さえ、その第25条に「保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適當であると認められる児童を発見したものは、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない」と国民一人ひとりにその権利と義務をうたっている。

そして昭和44年5月15日から6月19日までの期間に家庭訪問五回うち宿泊三回、学区域小学校訪問三回、〇〇町〇〇支所三回、〇〇町教育委員会一回、〇市〇福祉事務所三回、母の生家へ二回訪ずれ前述の調査研究をおこなった。さらに5月20日から26日までの一週間は本児を盛岡の筆者の家につれてきて言語生活、行動観察などをおこなった。そして施設入所条件の適格性にたいする自信をいよいよ深めるなかで、問題は、では一体どうすれば山川三之助は施設に入所できるのかの一点にしぼられていった。このことについての祖父の了解はずでにとつてある。そこで福祉事務所を訪れ、その旨を話すと、解答は「ともあれ、6月現在において山川三之助については本年2月21日に行った『昭和43年度児童福祉総合巡回児童相談所』の判定である『みたけ学園入所は重度につき不適』が生きているから何とも致しかたない。入所申請をあえて希望するには、この判定をくつがえすにたる根拠をもった新しい状況の変化がなければならぬ」ということであった。

そこで私は己れの言をろうするよりも本児を福祉事務所の児童福祉の専門家に直接観察してもらうことが何よりも思い、山川三之助を自己自身の生証人として二回程同所につれていき、できるだけ長時間本児を観察してもらえよう暗黙のうちに配慮した。そして係官と本児のラポールをつけたらうで現行の「判定をくつがえすにたる根拠をもった新しい状況の変化」として「言語能力」と「行動観察」の記録をとり、これを福祉事務所に提出して再審査を依頼しようとし、そのとおり実行した。

所長をはじめ本児を観察した係官は私の意図に答えてくれ入所申請の事務手続きは着々と進行した。なお6月20日には福祉事務所長以下係官一同が赤羽根峠を訪ずれるという画期的な行為も生まれた。

かくして6月30日には岩手県中央児童相談所長あてに福祉事務所から、① 入所申請書、② 調査書（課税関係）、③ 医師の診断書、④ 戸籍謄本、それに私の「言語能力・行動観察記録」が一括届けられた。ところが、⑥としての児童福祉司作製の「児童調査」がなく申請書類は不備であった。そこで児童相談所長は7月14日に児童調査提出を福祉事務所常駐の児童福祉司に指示し、7月28日にそれが届き入所申請書類はここに完備した。

そこで私は7月31日、岩手県中央児童相談所を訪ずれ係官に面会を申し入れ、今後の推移、展望を聴取した。係官の説明によると書類判定による「措置会議」は「三か月に一度位やっている。前回は二か月前におこなわれた」という。とすると8月中には県下唯一の岩手県立精神薄弱児施設「みたけ学園」への入所決定の成否をかけた審判が下されることになる。

「では、イエスの場合、いつ山川三之助は入所できるのか」の問いには「ただいま7月31日現在、みたけ学園入所決定者は昭和43年8月以来、すでに男子だけでも19名を数えており、これらの児童は目下、施設満員のため自宅待機中であるから入所順位は機械的にいえば20番目である。しかし、すでに入所決定している児童でも自宅待機中に本人や家庭の事情がいろいろ変化している。それに緊急の事態も起り得るので必ずしも決定の期日順位に入所するとは限ら

ない」という。では「およその見通しは、いつごろになるか」との問いには「みたけ学園は男女合計定員150名中男子定数は82名で目下満員であるから、自宅待機中の男子19名を考えると来春4月頃であろう」という。

かつて本児の叔父冬松は中学校進学するとき、みたけ学園入所を希望し、措置会議の結果入所決定となったが満員のため自宅待機を命ぜられ、そのうち三年間がすぎて、いざ順番がめぐってきたときは、すでに年齢超過で入所できなかったといういきさつもある。

そこで、みたけ学園の入・退園の実態を過去二年間調査してみると次のとおりである。

入 園	月 日	男	女
42 年	4. 7	8	3
〃	4. 10	5	6
〃	4. 28		1
〃	5. 22	1	
〃	7. 3	1	2
〃	7. 5		1
〃	7. 11		1
〃	9. 1	1	
〃	10. 2	1	
〃	10. 3	4	
〃	10. 17	1	1
〃	10. 30		1
〃	12. 22		1
43 年	1. 22	3	
〃	1. 23	1	
〃	2. 1	1	1
	計	27	18

退 園	月 日	男	女
42 年	4. 4		1
〃	4. 26	1	
〃	5. 17	1	
〃	5. 31		1
〃	6. 1	1	
〃	6. 30	1	
〃	7. 4		1
〃	9. 30	6	1
〃	10. 9	1	
〃	10. 15		1
〃	11. 22		1
〃	12. 27		1
〃	12. 31	5	
43 年	2. 10	1	
〃	3. 31	10	13
	計	27	20

昭和43年度においても入所は男子26名、女子23名で、どうやら「イエス」の場合は来春四月には、山川三之助は生まれて初めて9歳8か月、本来なら小学校4年生の年齢であるが、今、よそ行きの服として家にしまっている金ボタンの学生服をきて祖父に手をひかれ、兄正のいる「みたけ学園」に入所でき、盛岡市立青山小学校みたけ分校の一年生となる。

山川三之助がみたけ学園に入所する日、それは本児にとって動物から人間へと移行する接点をば意味する。ここに入って初めて人間の文化というものに触れ、教育と名のつく営みの対象となる。すなわち野生から文化へ、放置から教育へ、貧困から生存の保障へと人間化のスタートがきられるのだ。

12 就学始期を迎える山川フヨ子の現状と問題点

では次に一女フヨ子の現状と問題点を粗描してみよう。

山川フヨ子は昭和44年5月現在5歳4か月である。普通なら幼稚園か保育所に入園しており来春4月には晴れて小学校1年生に入学する学校教育への門出の年齢だ。

にもかかわらず、兄三之助と二人でたがいにたがいの影のように赤羽根峠の山中に野生児同然に彷徨している。祖父の言によると「こりゃー、ふつうだ」という。人間のいない高原の一軒家で、おそらく無菌状態なのであろう健康そのものではちきれそうだ。しかし、鼻の穴はハナ糞とゴミでふさがってしまい、口のまわりには蠅が三、四匹とまっけていても気にもとめない。家族歴で紹介したように本児は祖父と孫娘の関係で、祖父にとってはフヨ子はこの世でもっとも可愛いアイドルであり、フヨ子にとっても祖父は命の綱だ。祖父が日雇いから帰るとフヨ子はそのヒザにのって離れない。夜も祖父にだかれて眠る。母のことを「アネ」とよぶときもあるがせいぜい一日一回くらいで、ぜんぜんなついていない。

本児を観察すると使用する言語はやはり乏しく、兄三之助と同程度のボキャブラリーと思われる。だが三之助より身振りは活発であり表情もゆたかだ。しかし、兄三之助が重い精神薄弱であると断定できないように、妹フヨ子が軽い精神薄弱ですらないという断定も私にはできない。祖父は「三之助のほあー、口ではいえねえーが心では何でもわかってる。フヨ子のほあー口でも心でもわかってる。フヨ子は頭がいい」という。

本児について祖父は来年4月には学区小学校春木分校の普通学級に入学するものと信じている。しかし、私の観察では普通学級に入学しても当初はやはり“お客様”でしかないように思われる。そこで二つの問題がでてきた。一つは本児を里子にだして普通の家庭で来春4月の小学校入学まで生活すれば様々な遅れをとりもどして正常児として普通学級に入学できるのではないかと、ということと、二として、もしそれでも遅れがとりもどせなかったら特殊学級に入学させるべきであるというふたつだ。

前者の問題については奔走の末、岩手県立北上病院長が本児を「6月から自宅にひきとり、3か月間家庭で基礎的な生活習慣を身につけさせ、9月からは幼稚園にいれて集団生活に適応できるようにしたい」と積極的な申し出があった。そこで、この旨を福祉事務所に伝え所長の了解のもとに祖父に話した。すると祖父は「おめえさんのいうことはわかる。フヨ子のためにもそれがいいこともわかる。んだども、おらあー、これの父が去年首吊り自殺して、42年には鉱山の落盤事故で四男を亡くし、40年には二男が服毒自殺した。10人なした子どもたちも今生きているのは娘一人と精薄の五男だけだ。このうえ孫の一人娘のフヨがいなくなったら淋しくて生きていげねー、フヨは、おらのいのちだ。フヨは、おらの死際の楽しみだ。」と慟哭。

本年73歳のこの老人の胸のふるえをまのあたりにして、この場面では、もはや話をすすめることはできなかった。そこで遠野に嫁いだ娘昭恵に祖父の説得を依頼したが「父の気持はかわらない」とのことであった。やむなく福祉事務所にその旨を伝え、所長みずから赤羽根峠にいった祖父の説得に尽力してほしいと依頼した。所長以下係官はさっそく出かけていってくれたが「ジーに泣かれてしまって、なだめるのに大変だった。いろいろ話してみたが冷却期間において少しずつ説得する以外に方法はなさそうだ。ジーの人権も尊重しなければならぬ。しかし、ジーの気持はこまでいっている、というのは『家のちかくで毎日でも顔をみにいけるところなら離してもいい』」ということだった。

だが祖父が毎日でも顔をみにいけるところで目下、フヨ子の面倒をみてくれるという家は私

にはさがしだせない。しかし、フヨ子にとってこの半年をどうすごすかは、正常児として学校教育ひいては人生のスタートをきるか、精薄児としての出発であるのかの瀬戸際であり、フヨ子の生涯にとってもこれ程重大な半年間はないであろう。いわば一刻の猶予もゆるがせにできない時だ。心情においてはどうあれ、多く過去に生きる73歳の老人の人権と5歳で未来を生きるフヨ子の人権と、どちらが一体、より重大視すべきなのかと非情な心理の相剋さえ感ずる。ともあれ昭和44年7月31日現在、この問題は現実的に一步も前進していない。

ではフヨ子の生存の実態がこのままで来春四月を迎えるとすれば〈普通児〉としてお客様として春木分校に入学するか、あるいは特殊学級に入学すべきかということになるが当然後者に入学することが本児の成長発達段階からみて望ましいことはいうまでもない。

では本児が来春四月小学校の特殊学級に入学するとすると、一体その特殊学級はどこにあるのだろう。通学区域の春木分校にはあるだろうか、答えはノンである。しからば本校の小学校にはあるだろうか、ある。昭和43年4月26日に開設された精薄特殊学級が1学級あり現在6名の児童が在籍している。

さっそく学校を訪れて「もし、このフヨ子が来春入学したら、よろしく願います」といったところ、教務主任は「本校では学説的にも経験的にも小学校一年生は全員普通学級にいれることがよいので、その方針をとっている。そこで学校生活に慣れさせたいので二年生から該当児は特殊学級にいれる。そして六年生になったら、また、普通学級にもどす。これは中学校に特殊学級がないため、中学進学後の学校生活への配慮である」という。

そこで所管の教育委員会にいき教育長に面会をもとめ、しかじか行政指導をしているのか、とただすと「そのとおり」だという。世にいう心身障害児の〈早期発見、早期教育！〉をという叫びも岩手の山村にはまだとどいていない。

したがって現担任の女教師も転任を避けるため、やむなく校長の職務命令をうけ入れたのだそうで「ジャンケン、ナトビはできるようになった。しかし盗癖・非行などで裏切られる感じが強い。やりがいがない、はげみもない。たまに普通学級にいくと、目の光がちがう、めきめき上達がみえる。特殊学級は上達がおそい。しかし子どもたちにとっては、よい学級だと思う」という。また、「特殊教育は元気・根気・暢気でやれ、と本にかいてあるから今年は暢気にやっています。来年はもう担任したくない」ともいう。

この学校に精薄特殊学級ができるについては昭和42年から教委の指導助言があったが「職員会議で先生方の反対があり、できなかった」、なぜ反対なのかときけば「担任の苦勞、社会の啓蒙もゆるくない。他の小学校の特殊学級を視察してきた先生方も、あんな学級はない方がよい」という意見であったという。かくして昭和43年4月に、まったなしの県教委の指導助言で難産の結果誕生したのが、この学級である。

さて、ここで明らかになったことは山川フヨ子は幸か不幸か、この特殊学級には来年四月入学できないということだ。いくべきところは、ただひとつ春木分校の普通学級ということになる。もともと、この本校の精薄特殊学級に入学できたとしても、標高681米の赤羽根峠の頂きから、この平地の小学校までは子どもの足では約二時間を要するだろう。まして北国の冬となれば雪の消えることはなく、日々の通学など思いもよらないことだ。お客様として春木分校に通うとしても山をおりきったところにあるのだから、少なくとも一時間はかかる。たしか、雪はここにも降りつもるはずだが――。

以上が山川フヨ子の昭和44年7月31日現在における現状と問題点である。

13 子どもの権利

あらゆる生物のなかで人類だけがもつという歴史過程において人間はときには血をながしながら、その尊厳と権利を拡大し、自由と平等を社会的に保障するため不運な者が幸運な者を、持たざる者が持てる者を、被圧制者が支配者を、非権力者が権力者を、総じて弱者が強者を、その不合理と悪の罪状のゆえに告発するという闘いのなかで自らの解放を獲得的に成長させてきた。

では人間の名において、今日、人間は人間の子どもにいかなる人権としてその尊厳と権利を承認しているのであろうか。

ではここで人類共通の理念であり思想的財産である、その集約的な証人として1959年11月20日、国際連合総会において採択された「児童権利宣言」と1951年5月5日(子どもの日)日本国国会制定の「児童憲章」に登場してもらおう。

前者はその前文において「われら国際連合の諸国民は国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由のなかで社会的進歩と生活水準の向上とを保障することを決定したので、すべて人は人種、皮膚のいろ、性言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、児童は身体的及び精神的に成熟していないものであるため、その出生の前後において、法律上の適当な保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、援助することが必要なので、——人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、よってここに総会は児童が幸福な幼時をおくり、かつ自己及び社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利及び自由を享有することができるようにするためこの児童権利宣言を布告し、また、両親、個人としての男女、自主的機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則にしたがって漸進的に執られる立法その他の措置によって、これらの権利を守るように努力することを要請する」と決定し、その第1条ではここに掲げる諸権利は人類のすべての子どもにいかなる例外もなく所属することの確認。

第2条では法律制定にあたっては児童の最大の福祉について最高の考慮が払われなければならないとし、健康かつ正常な方法および自由かつ尊厳な条件で全面的に成長する権利。

第3条では姓名および国籍をもつ権利。

第4条では衣食住および医療を保障される権利。

第5条では心身障害児の特殊教育をうける権利。

第6条では社会および公共機関は家族のない児童および適当な扶養手段のうけられない児童にたいしては特別の保護を与える義務を有するとし、良い家庭を与えられる権利。

第7条では教育、遊戯およびレクリエーションをうける権利。

第8条では児童はあらゆる環境にあって、いつでも、真つ先に保護および救済される権利。

第9条では放任、虐待、搾取、売買および有害な就労から守られる権利。

最後の第10条においては人間の平等と人類の平和に貢献する人間に育てられる権利が承認されている。

後者においては、その前文で「われらは、日本国憲法の精神にしたがいが、児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境のなかで育てられる」とし

- 1, すべての児童は健康に生まれ育てられその生活を保障される権利。
 - 2, 家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられると定め、すべての児童は良い家庭を与えられる権利。
 - 3, すべての児童は適切な衣食住が保障され、疾病と災害から守られる権利。
 - 4, すべての児童は個性と能力に応じた教育をうける権利。
 - 5, すべての児童は自然を愛し、科学と芸術と道徳について教育をうける権利。
 - 6, すべての児童は就学を保障され十分に整った教育の施設を用意される権利。
 - 7, すべての児童は職業指導をうける権利。
 - 8, すべての児童は人間能力開花の可能性を疎外する就労から保護される権利。
 - 9, すべての児童はよい遊び場と文化財を用意され、わるい文化や環境から守られる権利。
 - 10, すべての児童は虐待、酷使、放任その他不当な取扱いから守られる権利。
 - 11, すべての児童は心身に障害を有するとき、適切な治療と教育と保護が与えられる権利。
- そして最後に、12, すべての児童は人類の平和と文化に貢献するよう教育をうける権利が承認されている。

以上、国際社会と日本の人間の子どもの権利の内実を、いわばその権利章典ともいべき二人権宣言にそって列挙してみたのであるが子どもの権利とは、つまり教育をうける権利と同義であり不可分であることが理解される。このことは教育に直接的に関連しない権利も、すべて教育をうける権利の前提条件であり、十全な生存権の保障されていない条件下では十全な学習権も保障され得ないということの証左にほかならない。

したがって子どもにとって人間の権利とは集中的、基底的に真理を学習する権利、真理に基づく教育をうける権利イコール学習権の保障、行使を意味する。それはまた人間は教育によってのみ人間となる、という自明の真理にまつまでもなく学習権がどのような質と量において成長過程に保障されたかが成人してから行使する諸々の基本的人権の内実をその根底において規定するかを考えたとき子どもの権利とは、即、教育をうける権利であるという認識がいよいよその重みをもって浮上してくる。

以上のように考察してくると本臨床報告の研究対象児である、山川三之助・山川フヨ子兄妹の生存実態はいかに子どもの権利が剥奪され、人権の中核である学習権はおろか、その前提条件である生存権すら今日まで9歳零か月と5歳6か月をとまれ動物的に生きてきたという事実以外においてそれを証明する何ものもないのであるから、人間の尊厳はおろか生命の尊厳からさえ見捨てられてきたと断定せざるを得ない。

日本国民の一員として、たかだか山川三之助が享受してきた人間の子どもの権利は姓名と国籍をもち義務(権利)教育の就学執行猶予という三つ位のものであろうか。

14 結 語 と 問 題 提 起

以上、これまで調査検討してきた事実は法や理念がいかに荘厳であれ、人間の生存というひだのなかでは政治と行政から、いかに人間の尊厳がみすぼらしく空洞化され、やせほそり、うちひしがれ、けちらかされて、その権利や自由さえいともかんたんに圧殺されてしまっているという人間不在の人間からの報告、家庭不在の家庭からの報告、教育不在の教育からの報告、福祉不在の福祉からの報告、官庁不在の官庁からの報告であり、総じて心身障害児のおかれてある今日の社会体制の悪なる報告書と断定せざるを得ない。

では最後に問題提起として、あなたの、わたしの〈山川三之助〉がいなくなるように岩手県下の義務（権利）教育就学猶予・免除児童生徒の総点検をおこない、封印されあるいは凍結されてしまっている人間の子どもの尊厳と権利をほりおこし、解き放ち、よりふくらんだものにし人間に人間を、子どもたちに子どもたちを、復元・回復させていくよう関係各機関や教師たちにその努力をこころから訴えてこの岩手県下におけるある精薄一家の生存実態と特殊教育就学指導に関する臨床報告の筆をおく。（昭和44年8月5日記、山川三之助の誕生の日。）

追記

昭和44年9月20日、山川三之助について施設入所の成否をかけた岩手県中央児童相談所の判定はくだった。主文は、ただ一行、入所「不適當」。理由、「施設の指導機能に適合しないため」であった。

事実は書類審査のみでこの判決がだされたわけだが措置会議に列席していた所長以下の係官で山川三之助の顔や姿を直接その目でみたことのある者は前記「言語全く不能、重度精神薄弱」と診断した臨床心理判定員一人のみである。理由は「施設の指導機能に適合しないため」というが入れてもみないで適合するかないかを科学的に判断できるというのであろうか。施設の指導機能とは一体何なのか。さらにいえば指導機能に適合しないような子どもをも入れて指導機能に適合するよう保護・教育をほどこすのが施設の施設たるゆえんであり、その職員の高貴な存在理由というものではなかったのか。

岩手県中央児童相談所のこの決定は切り捨て御免の論理と発想といえるが重大な事実施設以下というものは日本の社会にはないということだ。山川三之助が施設からも拒否されたということは、法治国家の様々な実定法の保障するはずになっている人間の権利はここであえて問わないとしても、人間であるという事実さえおとなや社会から拒否されたことと同義だ。これで山川三之助は再四、またしても動物としての生存のなかに固く封印されてしまった。

中央児童相談所のある係官は山川三之助は「まだ、年齢もひとけただし、長い目でみてほしい」というが中央児童相談所には一時児童保護所も付設されているわけだし、なぜ、そこに本児をつれてきて、たとえ三日間でもその能力を専門家が専門的な立場で専門的に観察・調査・診断してやれなかったのだろうか。臨床とはそのようなことを抜きにしていかなる概念が残る言葉であろうか。岩手県中央児童相談所とは県下の児童福祉に関する最高機関であり、最高の人材が集中しているはずだ。山川三之助と、ともにメンをたべ、ともにフロにはいり、ともに手をとりあって散歩をし、ともにフトンに寝る、一日でも一晩でもそんなことができる、しようとする専門家は一人としていなかったのだろうか。人権は法に優越する、人権を守り育てるためにこそある法というものではなかったのか。

かくして山川三之助は満10歳をむかえる今年の冬も、憲法はおろか児童憲章からも児童福祉法からも教育基本法からも学校教育法からも見離なされ突き離なされて、あの赤羽根峠の山中で人間の尊厳のひとかけらもなく人権とともに肉体も北国の厚い雪の下に凍結されてしまうことになった。冬来たりなば春遠からじ——とか自然はやがて赤羽根峠にも新らしい春のいぶきを招くであろうが、この山川三之助のうえにふりつもったおとなや社会という雪は決して溶け去ることはない。

事ここに至って山川三之助の施設入所の可能性がでてくる残された条件は想像することさえ恐ろしい罪であるが、今一家の柱として生きぬいている73歳の祖父が突如死亡して家族が路頭

に迷うか、本児に触法行為をさせて非行少年というレッテルを貼る以外にはない。中央児童相談所のある係官は「祖父が死亡すれば養護性が増すから、施設ということになり、そうすれば三之助の場合、精薄施設ということになりましょう」というのだが何とも首をたてにふれない話どころか現実だ。

これが福祉国家を唱え、奇跡の経済成長とか、国民総生産世界第二位とかいわれる大国日本の人間の子どもにかかわる官制児童福祉の実態であるとするなら、誰のための福祉であり、誰のための経済成長であり、誰のための誰による生産力なのであるのか、国民は今こそ、目をみすえ腹をすえて病根そのものを問い直さなければならない時機が到来しているといえるのではあるまいか。

今日の文明・生産力をもって、尚、人間の子どもに生存権も学習権も保障できない国家・社会体制は、もはやこれ以上、人間の尊厳もいのちの尊厳も託しえない死の器であり、早晚、虐げられたる者によって断罪・抹殺される運命にあると断言せざるを得ないことは歴史の教える必然なのであったはずだが——。

文 献

- (1) 山本 実：人間誕生——ある特殊教育の姿——明治図書 1969.4
- (2) 山本 実：夜間中学——義務制公教育の空洞化現象——明治図書 1969.5

(1969年9月2日 原稿受付)